

中間取りまとめ（案） （制度の骨格）

平成20年11月27日

米流通システム検討会

項 目	中 間 取 り ま と め (案)
<p>趣旨</p> <p>1 事故米穀の不正規流通問題</p> <p>2 現状の問題点</p>	<p>事故米穀の不正規流通問題は、農林水産省の行政対応に問題があり、農林水産省も事故米穀の輸出国への返送等や、廃棄処分などの再発防止策に取り組んできている。</p> <p>一方で、この問題は、</p> <p>食品衛生上問題のある米穀が食用市場に流出し、もち米や加工食品の原料用米として多くの段階を経て流通していたため、その流通状況を把握するのに相当の時間がかかったこと、また、各段階において記録が残っていない場合や、記録の提供を拒否される場合があり、流通先や用途の特定ができないものもあったこと</p> <p>消費者が国産米を使った商品と思っていたものにまで、幅広く輸入米が使用され、消費者が認識しないまま輸入米を口にしていたことが明らかになる一方で、米加工品や外食、弁当などを選択する際に、原産地がわからないことから、米製品全般にわたって消費者の不信が増幅したこと</p> <p>この背景として、米の用途別の価格差や外国産米と国産米との価格差等があり、不正規流通のチェックが十分でないこと</p> <p>など、米流通に関する多くの課題を提起した。</p> <p>これらの課題に対しては、</p> <p>食品の流通の遡及調査を迅速かつ正確に行うための記録の作成・保存に関する食品衛生法での努力義務</p> <p>玄米、精米及びもちについて原料原産地表示の義務</p> <p>加工用米等用途制限の契約上の担保</p> <p>が講じられているが、これらの措置では、必ずしも十分な対応ができなかった。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め (案)
3 検討の方向性	<p>(1) 今般の事故米穀の不正規流通問題を通じ、唯一自給可能な穀物であり、国民にとって最も関心が高く、また、最も安心して食べたい食品である米について、一旦問題が生じた場合の影響は、極めて大きいことが明確になった。</p> <p>(2) これまでも、順次食品全体のトレーサビリティや表示制度の改善を進めてきたところではあるが、今般の事故米穀の問題を契機として、米穀について、消費者の視点に立って、その流通に関わる制度全般を見直し、仕組みを整備することが急務となっている。</p> <p>また、消費者の期待に的確に対応していくことが、米の消費の維持・拡大、関連業界の安定的発展にとっても重要である。</p> <p>(3) このため、食品衛生上問題のある米穀を食用市場に流出させない仕組みを構築するとともに、</p> <p style="padding-left: 2em;">米穀の適正な流通が確保される仕組み</p> <p style="padding-left: 2em;">必要なときに米穀及びその加工品・調製品の流通経路を迅速に解明できるコーデックス委員会による定義（注1）やEUの制度（注2）を参考にしたトレーサビリティの仕組み</p> <p style="padding-left: 2em;">米製品の原料米の原産地に関する情報を消費者に提供できる仕組み</p> <p>を一体的に整備する必要がある。</p> <p>（注1）コーデックス委員会（コーデックス委員会：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関）で合意された食品のトレーサビリティとは、「生産、加工及び流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。」とされている。</p> <p>（注2）EUは、理事会規則No.178/2002第18条において、トレーサビリティの確立のために、食品と飼料を扱う事業者に対し、食品等の供給元と供給先の記録とその保存、及び政府から要求があった場合のその記録の提供を義務付けしている。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
	<p>(4) なお、これらの仕組みの整備に当たっては、食品関連事業者の自主的な取り組みによって確立していくのが望ましい姿であることも考慮し、規制の手法が過度なものにならないよう十分留意する必要がある。</p> <p>また、こうした仕組みを具体化するに当たっては、その対象範囲・施行時期・情報伝達方法等について、実務的な実行可能性・負担の軽減等に十分配慮する必要があり、本検討会等において、更に検討を深めるものとする。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
<p>トレーサビリティ</p> <p>1 米のトレーサビリティの導入の目的・仕組み</p> <p>2 トレーサビリティの対象品目の範囲</p>	<p>米穀事業者による米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存に関する仕組みを導入することにより、米穀等に関し、食品衛生上の危害発生時の迅速な回収や経路遡及、品質に関する表示の適正化並びに適正かつ円滑な流通の確保のための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の取引等に係る情報の提供を促進することを目的とする。</p> <p>(1) トレーサビリティの目的にかんがみれば、全食品を対象とするとの考えもあるが、米穀については、特に、 唯一自給可能な穀物であり、国民生活上重要な地位を占める食品であること 用途別・産地別等に価格差が大きいなど、特殊な流通構造の下で、特に流通の透明性を確保する必要性が高いと考えられること 事故米問題の発生により米穀の流通そのものに対する消費者の不信が高まっていること から、まずは米穀及びその加工品について導入することとする。</p> <p>(2) 具体的には、トレーサビリティの対象品目は、以下の範囲とすることを基本とし、さらに、対象品目の明確化を図る必要がある。 米穀（例：もみ、玄米、精米及び砕米） 米穀の加工品及び調製品であって、食糧法に規定する「主要食糧」に該当するもの（例：米粉、米飯類（炒飯等に加工したものを含む。）もち、だんご、おこし、米菓生地等） その他、米穀の加工品及び調製品であって、社会通念上、米を主たる原材料とするもの（例：米粉調製品、せんべい、あられ等）及び米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの（例：米粉パン等）</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
3 トレーサビリテ ィの対象事業者の 範囲	<p>トレーサビリティの確保は、流通途中にトレース不可能な部分が生じれば、不可能となることから、対象事業者の範囲は、生産者を含め対象品目を取り扱うすべての事業者とする。</p> <p>なお、販売等の委託が行われる場合、受託者が記録等の一部を行うことができることとする。</p>
4 取引等に係る記 録の内容	<p>3の対象事業者に対し、2の対象品目の取引等に係る記録及び保存を義務付けることとし、その内容は以下のとおりとすることを基本とする。</p> <p>入荷時：a その品名、b 数量、c 年月日、d 相手側の氏名又は名称、e 産地 出荷時：a その品名、b 数量、c 年月日、d 相手側の氏名又は名称、e 産地 入荷したものと出荷したものの対応関係を明らかにするために必要な事項 その他必要な事項（荷姿など）</p> <p>産地情報の記録は、以下の品目について行うこととする。 ア の2の原料米原産地情報伝達の対象品目 イ 対象品目の原材料として使用される米穀・米穀加工品・米穀調製品</p>
5 記録の保存等	<p>記録は一定期間保存することを基本としつつ、川下に近い対象品目については、その賞味期限等も考慮して保存期間を設定することとする。</p> <p>対象事業者は、行政庁から求められたときは、記録を提供しなければならないこととする。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
<p>6 記録内容等の担保措置</p> <p>7 導入に当たっての留意事項</p>	<p>記録内容等の適正性を担保するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>報告徴求及び検査 違反に対するペナルティ（事業者名の公表・罰則）</p> <p>トレーサビリティの導入に際しては、 ア 取引等に係る記録については、対象事業者が仕入れや出荷の際に行っている現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるよう、制度設計に当たって留意すること イ 記録媒体については、紙媒体のみでなく、電子媒体による記録も認めることなど、対象事業者の実行可能性と負担の軽減にも十分配慮する。</p> <p>なお、トレーサビリティの導入に加えて、フードチェーンの各段階で、農畜水産物や加工食品の安全確保のための取組（工程管理等）が日本に定着するよう、関係者の自主的な努力が必要である。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
<p>原料米原産地情報伝達</p> <p>1 原料米原産地情報伝達の目的</p> <p>2 原料米原産地情報伝達の対象品目の範囲</p>	<p>米穀は唯一自給可能な穀物で、国民にとって最も関心が高く、最も安心して食べたい食品であるが、平成7年のミニマム・アクセス米輸入の開始後、米穀の関連商品については、輸入米も使用されるようになってきている。</p> <p>このような状況の下、消費者が国産米を使った商品と思っていたものにまで、幅広く輸入米の事故品が使用されていたことが明らかになる一方で、米加工品や外食、弁当などを選択する際に原産地がわからないことにより、米製品全般にわたって消費者の不信が生じた。</p> <p>このため、米を原材料とした商品について、その製造者や提供者に、消費者への原料米原産地の情報伝達を義務付けることにより、消費者が適切な情報を得られるようにすることを目的とする。</p> <p>原料米原産地情報伝達の対象品目は、消費者の関心の高さや商品における原材料としての位置付けなどを考慮し、以下の範囲を基本とし、さらに対象品目の明確化を図る必要がある。</p> <p>米穀（例：もみ、玄米、精米及び砕米） ご飯として提供されるもの 商 品 例：定食、包装米飯、おにぎり、弁当、寿司、炒飯、雑炊、ドリア、親子丼等 提供場所例：小売り、外食、出前、コンビニ、インスタ加工等</p> <p>既に玄米及び精米については、JAS制度の下で産地、品種、産年について表示義務が課されていることから、これと同列に、ご飯は原則すべて対象とする。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
<p>3 対象事業者の範囲</p> <p>4 原料米原産地情報伝達の仕方</p>	<p>社会通念上、米を主たる原材料とするもの 商品例：あられ、せんべい、だんご など</p> <p>米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの 商品例：米粉パン、米粉ロールケーキ（商品の特徴を表すため、原材料に占める米粉の割合に関わらず、米粉 という名称を使用している） など</p> <p>一般消費者に対し原料米原産地情報伝達を行う者は、対象品目を消費者に提供する事業者（販売業者・料理業者等）とする。 事業者間取引における原料米原産地情報伝達を行う者は、以下の品目を取り扱う事業者とする。</p> <p>ア の2の原料米原産地情報伝達の対象品目 イ 対象品目の原材料として使用される米穀・米穀加工品・米穀調製品</p> <p>消費者に対する原料米原産地情報の伝達の仕方については、対象品目そのものへの表示のほか、シールによる表示やメニュー、店内への掲示等弾力的な伝達の仕方を可能とする。 事業者間取引における原料米原産地情報の伝達の仕方については、送り状への表示等弾力的な伝達の仕方を可能とする。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め(案)
5 表記の仕方	<p>消費者への原料米原産地情報伝達の表記の仕方については、以下を基本とする。 国産米は、「米(産地名)」又は「米(国産)」等と表記 輸入米の場合には、「米(原産国名)」等と表記 国産米と輸入米がブレンドされている場合には、重量の割合の多いものから順に表記</p>
6 情報伝達等の担保措置	<p>情報伝達等の適正性を担保するため、 のトレーサビリティに係る記録のほか、以下の措置を講ずる。</p> <p>報告徴求及び検査 違反に対するペナルティ(不適正であることを知りながら情報提供した事業者名の公表・罰則等)</p>
7 導入に当たっての留意事項	<p>原料米原産地情報伝達の導入に際しては、情報伝達の仕方や、施行時期等に関し、対象事業者が仕入れや出荷の際に行っている現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるよう、対象事業者の実行可能性と負担の軽減にも十分配慮する。</p> <p>情報伝達の前提として、加工用・業務用に仕向けられる国内産米及び輸入米について、その安定供給が確保できるよう、政府・関係者が一体となって体制整備を進める。</p>

項 目	中 間 取 り ま と め (案)
<p>その他の流通規制</p>	<p>(1) 過度な規制を避ける観点から、米穀の出荷・販売業者の登録制の導入等を行わず、現行食糧法の届出制を維持する。</p> <p>(2) その上で、主食用以外に用途（加工原材料用、飼料用、非食用等）を限定された米穀については、当該用途以外に使用・販売してはならないこととする等、米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を定める。（米穀の流通上の適切な品質管理についての遵守事項を定めることも検討する。）</p> <p>(3) (2)を担保するための措置を講ずる。 報告徴求及び検査 違反に対するペナルティ（事業者名の公表、罰則等）</p>
<p>罰則</p>	<p>罰則については、制度の適正な運営を確保できることを旨とし、他の法律とのバランスを踏まえて検討する。</p>
<p>以上の制度の骨格の具体化に向けて、本検討会等において、更に検討を深めるものとする。</p>	